

宇土市子ども第三の居場所条例をここに公布する。

令和8年6月29日

宇土市長 光井 正吾

宇土市条例第22号

宇土市子ども第三の居場所条例

(設置)

第1条 子どもが遊びや学びなどを通して安心して過ごせる居場所を提供するとともに、自己肯定感、社会性及び生活習慣等、将来の自立につながる力を育むための拠点となる施設として、宇土市子ども第三の居場所（以下「居場所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇土市子ども第三の居場所	宇土市旭町536番地

(事業)

第3条 居場所は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもに対する生活習慣の形成及び学習支援に関すること。
- (2) 子ども及びその保護者に係る相談支援に関すること。
- (3) 子ども及びその保護者の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居場所の設置目的を達成するために市長が必要と認め  
た事業に関すること。

(使用者)

第4条 居場所を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、前条の事業による支援を必要とする子ども及びその保護者とする。

(開館時間)

第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 居場所の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の許可)

第7条 居場所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、また同様とする。

(使用料)

第8条 居場所の使用料は、無料とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、使用に係る費用を徴収することができる。

(使用者の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とする事業を行うおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、居場所の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、居場所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市長の定めるところにより、賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に居場所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により居場所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、居場所の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により居場所の管理を指定管理者に行わせる場合の第7条から第11条までの規定の適用については、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、第9条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、同条第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の場合において、当該指定管理者が当該管理を行うこととされた期間前に第7条（前項の規定により読み替えを適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者が行う業務)

第13条 前条の規定により指定管理者に居場所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上記業務に付随する業務に関すること。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。